

松江市版
ケアマネ マニュアル
令和3年度



松江地域介護支援専門員協会
松江市地域包括支援センター

「ケアマネマニュアル～松江市版～」は松江でケアマネジャーの業務を始める方、または現在業務をしておられる方に活用していただけるよう、松江市介護保険課の協力を得て作成したものです。

ケアマネマニュアル（目次）

【ケアマネジメントプロセス】

・介護保険申請の流れ	1
・主治医意見書を依頼するには	1
・要介護認定申請について	2
・介護保険被保険者証、負担割合証の確認	3
・居宅の届出について	3
・要支援の認定が出た方及び 事業対象者がサービスを利用するには	4
・認定情報の開示を受けたい時	4
・利用者への情報提供	4
・松江市版基本情報・情報提供書	4
・介護保険被保険者証、負担割合証の発送先変更 再交付の手続きについて	4
・住宅改修について	5
・福祉用具購入について	6
・訪問介護（生活援助中心型サービス）の 回数が多くなった場合について	6

【松江市のサービス】

・同居家族がいる場合の生活援助について	6
・軽度者の福祉用具貸与について	7
・区分支給限度額の上乗せ支給制度（市町村特別給付）	7
・施設に入所したときの居住費・食費の軽減制度	8
・高額介護サービス費について	9
・高額医療・高額介護合算制度	10
・社会福祉法人等による利用者負担軽減制度	10
・認知症対応型共同生活介護における 利用者軽減制度について	11
・松江市高齢者在宅福祉サービスについて	12
・緊急通報装置の設置費補助について	12

・救急医療情報の活用	1 2
・日常生活自立支援事業	1 2
・高齢者虐待対応	1 3
・医療費控除、おむつ使用証明書	1 3
・要介護認定を受けた方の障がい者控除	1 3

【連携編】

・病院の相談窓口	1 3
・利用者が入院した時	1 3
・医師との連携	1 3
・歯科医師との連携	1 3
・薬剤師との連携	1 4
・訪問看護ステーションとの連携	1 4
・障害福祉サービスから介護保険移行支援	1 4
・関係機関連絡先	1 4

【他制度】

・生活保護の方の介護保険事務手続きについて	1 4
・身体障害者手帳をお持ちの方へのサービス	1 4
・遠距離介護の交通費負担の軽減	1 5
・指定難病の医療費助成事業について	1 5
・難病に関する相談窓口について	1 5
・難病患者・家族会について	1 6
・災害時（重症神経難病患者）に備えて	1 6
・被爆者の方への医療費助成事業について	1 6

【松江市在宅医療・介護連携支援センター】	1 7
----------------------	-----

【松江市権利擁護推進センター】	1 7
-----------------	-----

【くらし相談支援センター】	1 8
---------------	-----

【その他】

・施設をさがしたい	1 8
・家族会の案内	1 8
・松江地域介護支援専門員協会の活動	1 9
・地域包括支援センターについて	1 9
・事業所のメール登録について	2 0

申請書や資料についてデータがあるものは、掲載先のホームページを紹介しています。また、リンク先を設定していますので、「Ctrl」キーを押しながらクリックするとリンク先が表示されます。

【ケアマネジメントプロセス】

介護保険申請の流れ

① 松江市の介護保険課窓口にて認定申請する。

【申請に必要なもの】

- ・要介護・要支援認定申請書
- ・介護保険被保険者証
- ・健康保険の保険証写し（第2号被保険者の場合）
- ・主治医の意見書：主治医へ依頼。「主治医意見書を依頼するには」参照
（主治医が介護を必要とする原因疾患などについて記載し、介護保険課に郵送）
- ・訪問調査事前メモ（2021年8月版）

② 認定調査

「訪問調査事前メモ」をもとに社会福祉協議会調査員室から連絡の後、調査員が訪問。心身の状況を確認するために、本人と家族、関係機関等から聞き取り調査。認定調査の日程調整連絡は、調査員室から「訪問調査事前メモ」に記載のところへ行うので、家族又はケアマネジャーからは緊急事態を除き連絡しないこと。

③ 審査・判定

④ 認定結果通知

※更新申請は、要介護・要支援認定の有効期間満了日の60日前から受付開始。

各月の受付開始日については、介護保険課窓口、介護保険HPに1年分の早見表（介護保険更新申請受付開始日）あり。

利用者への通知は受付開始日の前の月の25日前後。更新申請時にも「訪問調査事前メモ」は必要。

申請代行する場合は、本人又は家族に代行することを伝えること。（居宅・施設とも）また、調査員室から訪問調査の日程調整のため電話連絡（0852-59-5253）があるので、対応するよう伝えること。着信を確認した場合は、かけ直すよう伝える。

※総合事業だけを利用希望の方は要介護（支援）申請をしなくても基本チェックリストの判定で利用可能。詳しくは松江市ホームページ参照。

※しまね医療情報ネットワーク（まめネット）に登録している事業所は要介護・要支援認定申請書をオンラインで送付することが可能。⇒まめネット「汎用文書送信サービス」

主治医に意見書を依頼するには

ケアマネから主治医に依頼。作成された意見書は医療機関から直接介護保険課に郵送される。

【意見書依頼書式】

共通書式があるので活用する。

【依頼先】

（診療所）直接依頼する。

（病院）各病院で受け付け窓口が定められている。

（市外の先生への依頼）申請時に申請用紙に主治医連絡先を記入し、介護保険課に提出すると、介護保険課から依頼。

要支援・要介護認定（新規・更新・変更）申請書

→介護保険HP

介護保険更新申請受付開始日

→介護保険HP

介護予防・日常生活支援総合事業

→介護保険HP

介護保険課

認定係に確認

介護保険意見書依頼票

→ケアマネ協会HP

要介護認定申請について

【認定までの日数が短縮するため】

- ①主治医意見書は、確実に医療機関へ依頼する。(医師へ、ではなく窓口等事務へ)
- ②申請書へ記入した「主治医」と変更になった場合は、介護保険課認定係へ連絡する。
- ③定期的に受診のある医療機関を主治医として選ぶ。(意見書の「診察日」が、申請日より大幅に過去に遡ることのないように)
過去1～2か月以内に受診のない場合は、必ず受診を勧める。
- ④2号被保険者の場合、特定疾病に基づいた医師(診療科)を主治医として選ぶ。
申請(新規・更新・変更)する際は、介護の要因となる疾病が特定疾病であるか、主治医に確認する。
- ⑤入院中、急性期等で状態が安定していない場合は、申請を待ち、退院見込みが確認できてから申請されることが望ましいです。(退院の見込みを病院(医師、相談員等)に確認する等)

【区分変更申請について確認事項】

<区分変更申請の対象>

直近の認定審査以降に介護の必要の程度に変化があった方

(その介護の必要の程度が現に受けている要介護認定に係る要介護状態区分以外の要介護状態区分に該当すると認めるとき)

- ①状態変化の理由
- ②状態の変化
- ③状態変化に対する介護(支援)の変化等を具体的に示すこと

※単に「介護の手間が増えた」「状態が悪化した」ではなく、例1)〇〇を発症し、△△の状態を□□支援する介護するための手間が増えた、例2)〇〇をきっかけに認知症状が悪化し、△△の行動を支援する介護の手間が□□程度増えた、等の具体的な理由が必要です

【認定の更新に係る確認事項】

更新申請後、要介護状態区分が軽減されることが見込まれる場合は、更新後の認定結果が出る前の段階から、現状(更新後の要介護状態区分)に合った介護保険サービス利用へ変更することを対象者やその家族と相談を始めておく。

見込みが困難な場合においても、介護保険サービスの変更の可能性があることを対象者やその家族へ伝えておく。

介護保険被保険者証、負担割合証の確認

必ず確認し、支援経過に記録する。保険証のコピーをとっておいても可。

給付制限の欄（右上）には注意を払う。

※給付制限とは

1年以上滞納すると

サービス費用の全額をいったん利用者が負担。

申請により後で保険給付分が払い戻される。



1年6か月以上滞納すると

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなり、滞納している保険料に充てられることがある。



2年以上滞納すると

サービスを利用するときの利用者負担が3割または4割になったり、高額介護サービス費などが受けられなくなったりする。

→利用者負担の割合が1割または2割の人が滞納した場合は3割に引き上げられ、3割の人が滞納した場合は4割に引き上げられる。

居宅の届出について

居宅介護サービスを利用開始する為には、介護保険課に居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届出書の提出が必要。

- ・居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護支援事業所、包括支援センター用の3種類がある。
- ・サービス利用前の提出が基本。
- ・要支援か要介護か微妙で、暫定プランが必要な場合は居宅・包括支援センターいずれかで提出後、サービスを開始。見立てと違った認定が出た時には、届出日にさかのぼり再提出。その際、居宅・包括支援センター間の連絡を密にする。
- ・予防⇒介護⇒予防の場合は再度利用者と包括支援センターとの契約と居宅届出書の提出が必要。
- ・施設（老人保健施設や認知症対応型共同生活介護など）に入所後、退所して在宅になった場合は居宅届出書の提出が必要。
- ・特に小規模多機能型居宅介護事業所を月途中から利用開始する場合は、その月の小規模利用開始日以前に居宅介護サービス利用があったかどうかについて注意が必要。
（詳細は小規模の届出書参照のこと）

※しまね医療情報ネットワーク（まめネット）に登録している事業所は居宅の届出がオンラインで送付することが可能。⇒まめネット「汎用文書送信サービス」

居宅サービス計画作成

依頼(変更)届出書

→介護保険 HP

介護保険課

認定係に確認

要支援の認定が出た方及び事業対象者がサービスを利用するには

利用者の居住地の地域包括支援センターに連絡。

その後の手続きや帳票については「介護予防ケアマネジメントマニュアル」を参照。

認定情報の開示を受けたい時

ケアプラン作成のため、基本調査結果または主治医意見書が必要になった場合に使用。

- ・申請時に申請書と一緒に要介護認定等情報提供申請書を提出すると、審査会の翌日介護保険課から居宅介護支援事業所宛に発送。
- ・要支援の方の場合は、用紙の備考欄に「包括受託分」と記入し、居宅介護支援事業所が介護保険課に直接請求。居宅届出以降に提出のこと。
- ・居宅届が確認できない時、申請書は返却されるので注意が必要。

※ただし認定資料は松江市の公文書なので情報の取り扱いには十分注意し、ケアマネジャーの責任において適正かつ速やかに処分すること。

※しまね医療情報ネットワーク（まめネット）に登録している事業所はオンラインで認定情報の閲覧、情報リクエスト、認定審査進捗状況の閲覧が可能⇒まめネット「認定情報サービス」

利用者への情報提供

地域でのサービス事業者のサービス内容や利用料等の情報を利用者または家族に提供し、それをもとに利用者サービスを選択できるよう支援する事が大切。

介護保険ホームページの「サービス事業者一覧」は定期的に更新されている。

認定を初めて受けられた方へは「介護保険事業所一覧」が介護保険課から郵送される。

インフォーマルサービスについては、社会福祉協議会ホームページ「高齢者お役立ち情報」に掲載あり。

「松江市版基本情報・情報提供書」

「松江市版基本情報・情報提供書」は下記の場合などに情報提供用紙として使用。

- ① 要支援の方の基本情報書式
- ② 利用者の方が入院された時の医療機関へ
- ③ 施設に入所した時
- ④ サービス開始時などにサービス事業所へ

最低限の情報を A4 2枚にまとめてあるが、追加情報等は各自で作成可。

介護保険被保険者証、負担割合証等の送付先変更、再交付の手続きについて

本人宅に郵送すると、保険証等を紛失してしまう、何の書類が届いているか把握できない、本人が施設入所などのために自宅に不在などの理由がある時には、送付先指定ができるが、必ず家族に確認をすること。介護保険に関する全ての文書の送付先が変更となり、被保険者証のみの個別対応は不可。

被保険者証、負担割合証の再交付には申請書が必要。

「介護予防ケアマネジメントマニュアル」

「サービス事業者一覧」

→介護保険 HP

要介護認定等情報提供

申請書

→介護保険 HP

介護保険課

認定係に確認

「サービス事業者一覧」

→介護保険 HP

「高齢者お役立ち情報」

→社会福祉協議会 HP

基本情報・情報提供書

→ケアマネ協会 HP

介護保険関係書類送付

先設定票

介護保険被保険者証等

再交付申請書

→介護保険 HP

住宅改修について

他サービス同様、ケアプランに位置付けられたものについて行うサービスです。被保険者の住環境についてケアマネージャーが把握し、適宜申請を行ってください。また、趣味や嗜好といった本人の生きがいや生活を充実させるための工事については、対象とはなりません。

住宅改修は、住民票上の住所地に限られており、改修前と改修後にそれぞれ手続きが必要です。必ず松江市の承認を得てから工事を行ってください。

《事前申請》

申請書	【償還払い】 ・介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書 【受領委任払い】 ・住宅改修承認願（受領委任用）
理由書	ケアマネージャー、作業療法士、福祉住環境コーディネーター（2級以上）、等が作成
見積書	「一式」という表記を避け、部材費や工事費等の詳細を記載 介護保険外の工事も含まれる場合は、介護保険適用部分を明確にし、被保険者本人の氏名で作成すること
平面図 写真 カタログ 等	理由書や見積書に基づき、設置の必要性・詳細が確認できる範囲で作成 ※写真にはカメラの機能を用いて必ず日付を印字すること 印字ができない場合は、黒板等に日付を記載し写真に写りこませること

《事後申請》

申請書	【償還払い】 ・介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書 【受領委任払い】 ・介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書(受領委任用) ・住宅改修費明細書兼請求書
領収書	被保険者本人の氏名で作成すること
写真	改修の前後が確認できる写真(改修前については事前申請で提出してあれば不要) ※写真にはカメラの機能を用いて必ず日付を印字すること 印字ができない場合は、黒板等に日付を記載し写真に写りこませること

※被保険者の実態に合った改修を行うために、理学療法士、作業療法士などから専門的な意見を得られる仕組みがあります。

住宅改修費支給申請書

住宅改修工事見積書

見積書記入例

→介護保険 HP

受領委任指定事業者については介護保険課に確認

リハビリテーション専門職派遣事業
→介護保険課

福祉用具購入について

- ・償還払い 【事前】提出は不要です
【事後】介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書、カタログのコピー、領収書
- ・受領委任払い 【事前】福祉用具購入承認願（受領委任用）、カタログのコピー、福祉用具個別サービス計画書、見積書
【事後】福祉用具購入費明細書兼請求書（受領委任用）、介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任用）、領収書

※福祉用具購入については、他サービス同様ケアプランに位置付けられたものについて行うサービスです。

※各申請書の「福祉用具が必要な理由」については、対象福祉用具を利用される本人の具体的な身体状況を踏まえてご記入ください。

訪問介護（生活援助中心型サービス）の回数が多くなった場合について

ケアプランに位置付けた訪問介護（生活援助中心型サービス）の回数が「厚生労働大臣が定める回数」以上となった場合、ケアプランの届け出を行い、多職種協同による検討会を行う。

※一定回数以上となったことをもって、利用制限を行うものではありません。

厚生労働大臣が定める回数（1月あたり）

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準回数	27回	34回	43回	38回	31回

利用者の同意を得て、翌月の末日までに届け出る。なお、提出方法は介護保険課まで持参するか郵送する。

必要書類

- ・届出書兼理由書
 - ・ケアプランの第1表から第4表及び第6表、第7表の写し
- ※居宅介護サービス計画書「第1表」は利用者に交付し署名があるもの

【松江市のサービス】

同居家族がいる場合の生活援助について

「訪問介護ケアマネジメントツール」がある。
お持ちでない方は包括支援センターまで問い合わせをする。

福祉用具購入費支給申請書

→介護保険 HP

届出書兼理由書

→介護保険 HP

軽度者の福祉用具貸与について

要支援1、要支援2、要介護1の介護度が軽度である被保険者は、特殊寝台や車いす、移動用リフトなどの福祉用具の貸与が原則受けられない。しかし、ケアマネの専門的な立場から利用者の自立に資するとの判断の下、リハビリサービスを組み込むなど状態の改善を目標とした計画を作成する等の場合は福祉用具貸与を利用できる。

その場合の手続きとして、医師の医学的な所見及び、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、それらの福祉用具が必要であると確認された場合には、確認書を市に提出することで貸与が可能となる。考え方については「軽度者に対する福祉用具貸与フロー図」を参照。

【必要書類】

- 1、確認書
 - 2、主治医意見書、医師の診断書、医師からの聞き取りの記録書のいずれか
 - 3、担当者会議録、居宅サービス計画書【(1)(2)同意前の原案でも可】、
- ※必ず事前の申請が必要。新規申請・変更申請等で書類が揃っていない場合であっても、主治医のご意見や暫定プランで事前提出し、後日プラン等が確定した段階でプランや確認書等を追加提出する。(原則、介護保険課の窓口へ提出。)

区分支給限度額の上乗せ支給制度（市町村特別給付）

介護保険施設、病院から退所、退院し、その後も在宅において介護を受けながら生活を送られる方であって、区分支給限度額を超える介護サービスを利用しなければ、在宅生活が難しい状況にあると認められる場合に、6か月を限度として区分支給限度額に一定額を上乗せして支給する制度。一定の基準に該当する人が対象。

【申請が出来る方】

- 松江市の被保険者であり、要介護1～要介護5の認定がある方
 - 介護保険料の滞納がないこと(滞納により給付制限を受けておられる方は対象外)
 - 本人及び家族が在宅復帰への意思を持っていること
- (一時的ではなく、当面在宅生活を続ける意思のある方)
- 介護保険施設等に入所(入院)していた方で、入所(入院)する施設等の主治医・施設長または病院長に退所(退院)を可能と認められ、退所(退院)予定の方

【必要書類】

以下の書類をサービス利用日の10日前までに介護保険課へ提出。
在宅復帰支援費支給申請書、在宅復帰該当証明書、対象者および家族の状況が分かる書類、担当者会議資料、〔居宅サービス計画書(1)(2)、週間サービス計画書、サービス利用票、別表〕

〔 〕の中は在宅復帰支援費の支給を受けようとする最初の月のもの

軽度者に対する福祉用具貸与ガイドライン

「福祉用具貸与フロー図」

「軽度者に対する福祉用具貸与にかかる確認書」

→介護保険 HP

復帰支援費支給申請書

在宅復帰該当証明書

→介護保険 HP

施設に入所したときの居住費・食費の軽減制度について

介護保険制度では、施設サービスや短期入所サービスを利用する際、食費・居住費は自己負担となっている。これら食費・居住費（滞在費）に関して、所得の低い方の負担する金額に限度額を設定する制度。対象になる方には認定証を交付。認定には申請が必要なので、該当の方は介護保険課窓口または、郵送にて申請。

介護保険負担限度額認定申請書
同意書
預貯金等の確認ができる書類

→介護保険 HP

対象要件	右記の①に該当する方、または②～④のすべてに該当する方が対象	① 生活保護を受給していること、または、老齢福祉年金を受給していること ② 世帯全員（本人を含む）が、市民税非課税であること ③ 配偶者が、市民税非課税であること ④ 現金・預貯金・有価証券・債権等の資産の基準	【令和3年8月利用分から】
	現金・預貯金・有価証券・債権等の資産の基準		
		配偶者なし	配偶者あり
	老齢福祉年金を受給を受給している方	1,000万円以下	2,000万円以下
	本人の年金収入額(注1)と、その他の合計所得金額(注2)の合計が、80万円以下の方	650万円以下	1,650万円以下
	本人の年金収入額(注1)と、その他の合計所得金額(注2)の合計が、80万円超120万円以下の方	550万円以下	1,550万円以下
	本人の年金収入額(注1)と、その他の合計所得金額(注2)の合計が、120万円超の方	500万円以下	1,500万円以下
	本人の年齢が40歳から64歳の方	1,000万円以下	2,000万円以下

※有効期間：申請月の1日～次の7月31日。次年度の更新案内は毎年6月下旬に送付予定。

※グループホーム・有料老人ホーム・ケアハウス等は軽減対象外。

※給付制限（給付額減額）の方は、認定証交付は可能だが給付制限期間中は軽減適用不可。

食費・居住費の利用者負担額（日額）

利用者負担段階	対象者	食費		居室の種類	居住費（滞在費）
		施設入所	ショートステイ		
第1段階	1. 生活保護を受給されている方 2. 老齢福祉年金を受給されている方	300円	300円	ユニット型個室	820円
				ユニット型個室的多床室	490円
				従来型個室(特養)	320円
				従来型個室(老健等)(注3)	490円
				多床室	0円
第2段階	本人の年金収入額(注1)と、その他の合計所得金額(注2)の合計が80万円以下の方	390円	600円	ユニット型個室	820円
				ユニット型個室的多床室	490円
				従来型個室(特養)	420円
				従来型個室(老健等)(注3)	490円
				多床室	370円
第3段階1	本人の年金収入額(注1)と、その他の合計所得金額(注2)の合計が80万円超120万円以下の方	650円	1,000円	ユニット型個室	1,310円
				ユニット型個室的多床室	1,310円
				従来型個室(特養)	820円
				従来型個室(老健等)(注3)	1,310円
				多床室	370円
第3段階2	本人の年金収入額(注1)と、その他の合計所得金額(注2)の合計が120万円超の方	1,360円	1,300円	ユニット型個室	1,310円
				ユニット型個室的多床室	1,310円
				従来型個室(特養)	820円
				従来型個室(老健等)(注3)	1,310円
				多床室	370円
第4段階	介護保険負担限度額証の交付を受けていない方 ※右記料金は国が定める食費・居住費の標準的な額(国の基準費用額令和元年10月1日以降)です。施設への支払額は施設により異なる。	1,445円		ユニット型個室	2,006円
				ユニット型個室的多床室	1,668円
				従来型個室(特養)	1,171円
				従来型個室(老健等)(注3)	1,668円
				多床室(特養)	855円
	多床室(老健等)(注3)	377円			

- (注1) 「年金収入額」は課税年金(老齢年金等)と非課税年金(遺族年金・寡婦年金・かん夫年金・母子年金・準母子年金・遺児年金・障害年金)を含む。
- (注2) 「その他の合計所得金額」は所得金額合計(収入から必要経費等を控除した額)から公的年金等にかかる雑所得と土地建物等の譲渡所得にかかる特別控除額を除く金額(基礎控除・配偶者控除等の所得控除前の金額)です。
- (注3) 従来型個室(老健等)の「老健等」とは、介護老人保健施設・介護医療院・介護療養型施設のことです。

高額介護サービス費について

1か月に払った介護サービス利用者負担の合計額(同じ世帯に複数の利用者がある場合は世帯合計額)が一定額を超えたときは、申請により超えた分が高額介護サービス費として払い戻される。ただし、支給限度額を超えた利用者負担分は対象外。

初めて該当になった方にはサービス提供月のおおむね2ヶ月後(ただし事業所の請求月によってはそれ以降になる場合もある)に介護保険課から申請書が発送されるので介護保険課または各支所の市民生活課窓口で申請。

※在宅サービス、施設サービスともに対象になるが、居住費、食費、日常生活費、特定福祉用具購入費、住宅改修費などは対象外。

自己負担の上限(1か月)

利用者負担段階区分	上限額(世帯合計)
課税所得690万円以上 (年収 約1,160万円以上)	140,100円
課税所得380万円以上690万円未満 (年収 約770万円以上約1,160万円未満)	93,000円
課税所得145万円以上380万円未満 (年収 約383万円以上約770万円未満)	44,400円
一般	44,400円
住民税非課税世帯等	24,600円
・合計所得金額※1および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・老齢福祉年金の受給者	15,000円(個人)
生活保護の受給者	15,000円(個人)
利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円

※1「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額。ここから公的年金等にかかる雑所得を控除した金額を用いる。合計所得金額に給与所得が含まれる場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用いる。また、土地売却等に係る特別控除額をある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用いる。

高額医療・高額介護合算制度について

医療保険と介護保険の両方のサービスを利用している世帯で、1年間に支払った各保険制度の利用者負担額が一定額を超えたときは、その超えた分が高額医療合算介護サービス費として払い戻される。毎年7月31日時点で加入している医療保険者に申請する。

松江市国民健康保険、島根県後期高齢者医療制度に加入している方は松江市ホームページ「島根県後期高齢者医療制度」「松江市国民健康保険」で確認。

それ以外の医療保険に加入されている方で要件に該当する方は「支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」を利用。

[支給申請書兼自己負担](#)

[額証明書交付申請書](#)

→介護保険 HP

所得 (基礎控除後の 総所得金額等)	70歳未満 の方	所得区分	70～74歳 の人がいる 世帯	後期高齢者医療制 度で医療を受ける 人がいる世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円	212万円
600万円超 901万円以下	141万円	課税所得380万円以上	141万円	141万円
210万円超 600万円以下	67万円	課税所得145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税非課税 世帯	34万円	低所得Ⅱ	31万円	31万円
		低所得Ⅰ※	19万円	19万円

※低所得Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用が異なる。

※計算期間は毎年8月1日から翌年7月31日までの12か月。

社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

社会福祉法人が運営する指定サービスについて、法人が利用料を軽減することで、所得の低い方のサービス利用が困難にならないようにする制度。対象となるためには確認証が必要。該当の方は介護保険課窓口へ申請。

[社会福祉法人等利用者](#)

[負担軽減確認申請書](#)

[収入申告書](#)

[同意書](#)

→介護保険 HP

対象となる方の要件

本人及び世帯員全員が住民税非課税で、以下の①～⑤のすべてを満たす必要がある。

- ①年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が一人増えるごとに50万円を加算した額以下
- ②預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が一人増えるごとに100万円を加算した額以下
- ③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない
- ④負担能力のある親族等に扶養されていない
- ⑤介護保険料を滞納していない

軽減率

利用者負担段階及び内容		減額率
第1段階	生活保護受給者の方	居住費のみ0円
	老齢福祉年金受給の方	50%
第2段階	住民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	25%
第3段階	住民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超える方	

※申請には、預貯金額を確認するため世帯全員の通帳(写し)が必要です

※ただし、介護福祉施設サービス、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護に係る食費、居住費及び滞在費の軽減については、特定入居者介護(予防)サービス費が支給されている場合に限る。

認知症対応型共同生活介護における利用者軽減制度について

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）について、事業者が家賃等の一部を軽減することで、所得の低い方の利用者負担を軽減する制度です。対象となる方は申請が必要。該当の方は利用されている施設に問い合わせ。

対象となる方の要件(以下の①～③のすべてを満たす必要がある)

- ①本人及び世帯全員が住民税非課税
- ②本人の配偶者(世帯分離をしている配偶者も含む)が住民税非課税
- ③預貯金等の額が 1000 万円(夫婦で 2000 万円)以下

※月途中の入退所については、日額計算

利用者負担段階及び内容		減額される金額 (月額)
第1段階	本人および世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	10,000 円
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税であって、合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	10,000 円
第3段階	本人および世帯全員が市民税非課税であって、利用者負担段階第2段階以外の方	5,800 円

松江市高齢者在宅福祉サービスについて

松江市独自の高齢者サービスあり。

毎年4月にブロック連絡会でサービス一覧が配布される。

サービス一覧の入手、事業の詳細については高齢者福祉サービス HP を参照。

[→高齢者福祉サービス](#)

[HP](#)

緊急通報装置設置費補助について

ひとり暮らし高齢者等に民間の緊急通報装置を設置する場合に設置費上限2万円を限度に助成することによって、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るもの。

○対象

1. 松江市内に住所を有する方
2. 65歳以上で一人暮らしの方、または、高齢者のみの世帯の方
3. 松江市高齢者緊急通報体制整備事業を利用していない人

○申請

「補助金交付申請書」に「見積書」を添え事前に福祉総務課に申請。（業者が代行）※設置後の申請はできない。

[緊急通報装置設置費助成事業](#)

[→高齢者福祉サービス](#)

[HP](#)

救急医療情報の活用について

かかりつけ医療機関や緊急連絡先などの救急医療情報を入れたケースを冷蔵庫の前面（前面がむずかしい場合は側面可）に貼りつけ、緊急時に消防署との協力でその情報を救急医療に活かすもの。

[救急医療情報活用事業](#)

[→高齢者福祉サービス](#)

[HP](#)



○対象者

- ・ひとり暮らしの65歳以上の方
- ・65歳以上の者のみの世帯に属する方
- ・日中または夜間独居の方
- ・同居者に疾患があり、通報が難しい方

○申請

- ・健康政策課、各支所の市民生活課で申込書を提出。

日常生活自立支援事業

高齢者の方や障がいのある方が地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、それにとりまなう日常生活の金銭管理等を身近な生活支援専門員が行うサービス。

[日常生活自立支援事業](#)

[→松江市社会福祉協議会 HP](#)

高齢者虐待対応

虐待ではないか？と感じたら、各地域包括支援センター、市の窓口にご相談する。通報者に関する情報は漏れることはない。

高齢者虐待対応マニュアルが、[松江市 HP の高齢者福祉の「高齢者虐待について」](#)にある。

医療控除、おむつ使用証明書

医療費の合計が年間で10万円、または所得金額の5%を超えた場合申告すると税金の一部が戻ってくる。傷病により約6か月以上寝たきりで病院又は医師の治療を受けている場合に、おむつ等を使う必要があると認められるおむつ代について控除が適応になる。（この場合は、医師が発行したおむつ使用証明書が必要）

要介護認定を受けた方の障がい者控除

障がい者手帳等の交付を受けていない満65歳以上の要介護（要支援は除く）認定者の内で、要件を満たす方は、税申告の際に提出することで税法上の障がい者控除を受けられます。対象となる方の要件がありますので、介護保険課へご相談ください。

【連携編】

病院の相談窓口

病院の連携窓口や病院機能がまとめられている「[医療機関と地域の連携方法一覧](#)」を活用

利用者が入院した時には

在宅での様子について、在宅復帰するための課題などについて病院に情報提供を行なう。「[松江市入退院連携ガイドライン](#)」を参考に、連携をとりながら支援をすすめる。

医師との連携

「医師とケアマネジャーの連絡票」

問い合わせは簡潔にまとめるようにし、紙媒体でのやりとりだけでなく必要な時には面談を申込み、顔が見える関係も大切にする。

歯科医との連携

- ・「歯科医師とケアマネジャーの連絡票」使用可。
- ・受診が難しい方はかかりつけ歯科医に相談、往診が難しいと言われた場合には島根県歯科医師会内「在宅歯科医療連携室」「歯科の往診ほっとライン」がある。
- ・松江保健所作成「松江圏域歯科診療所情報」
障がいのある方、要介護の方など歯科医療へのアクセスが難しいと想定される方について、支援を担当される関係者の方に向けて歯科診療所の対応状況の情報をまとめたファイル。ファイルは、各地域包括支援センター、在宅医療・介護連携支援センターにあり、配布を希望する場合は、直接、保健所に連絡。

※介護保険課、最寄りの地域包括支援センター

オムツ使用証明書

→介護保険課、各支所
市民生活課窓口、病院によっては置いてある場合もある

[医療機関と地域の連携方法一覧](#)

→ケアマネ協会 HP

[松江市入退院連携ガイドライン](#)

→松江市在宅医療・介護連携支援センターHP

[「医師とケアマネジャーの連絡票」](#)

→ケアマネ協会 HP

[「歯科医師とケアマネジャーの連絡票」](#)

歯科の往診ほっとライン(☎:27-8020)
松江保健所 健康増進課(☎:23-1314)

薬剤師との連携

- ・おくすりの管理や服用について、心配なことがあれば「介護支援専門員・かかりつけ薬剤師連携アセスメントシート」に記入し、かかりつけ薬剤師に相談。
- ・連携をすすめるために「おくすり手帳」に担当ケアマネジャーの名刺等をいれるなどの工夫をする。お薬手帳に貼って使えるケアマネの連絡先を記す「連絡シール」もある。
- ※「アセスメントシート」と「連絡シール」は島根県薬剤師会か各包括支援センターで受け取ることも出来る。
- ・「島根県薬剤師会」ホームページの「在宅薬局検索システム」で松江地域の「在宅薬局」の情報検索可能。

訪問看護ステーションとの連携

日頃から情報交換を円滑に行い、効果的・効率的に連携推進することを目的に「訪問看護ステーション連絡票」を作成。速やかな対応が必要な場合に代用するものではない為、電話や面談など最も適切な手段を選んだり、併用したりする必要がある。

障害福祉サービスから介護保険移行支援

障がい福祉サービスを利用されていた方が65歳を迎え、介護保険に移行するケースがある場合、よりスムーズに移行することを目的に「介護保険移行支援フロー図」が作成されているので参考にする。

関係機関連絡先：毎年4月のブロック連絡会で配布する。

【地域保健福祉活動スタッフ名簿】

保健センター保健師、松江市社会福祉協議会地区担当、地域包括支援センター

【生活保護地区担当表】

【包括支援センター担当表】

【他制度】

生活保護の方の介護保険事務手続きについて

生活保護の方の介護保険請求については生活福祉課からサービス事業所へ介護券が発送される関係で、毎月25日までに「利用票」（利用者の印鑑は必要なし）の持参か郵送が必要。また認定（更新、変更も含む）を受けられた時には介護保険証のコピーも添付する。

身体障害者手帳をお持ちの方へのサービス

基本的には介護保険サービスの利用が優先になるが、介護保険サービスにはない自立支援サービス等併用できるサービスもある。

問い合わせは障がい者福祉課まで

サービスについては、松江市社会福祉協議会のホームページまつえ障がい者サポートステーション『絆』に「障がいがある方のための安心生活サポートブック」があるので参考に

「介護支援専門員・かかりつけ薬剤師連携アセスメントシート」

→ケアマネ協会 HP

「訪問看護ステーション連絡票」

→松江市在宅医療・介護連携支援センターHP

「介護保険移行支援フロー図」

→ケアマネ協会 HP

生活福祉課

(☎：55-5305)

障がい福祉サービス

→障がい者福祉課 HP

(☎：55-5304)

まつえ障がい者サポートステーション『絆』

→松江市社会福祉協議会 HP

遠距離介護の交通費負担の軽減

飛行機の割引率は各社、路線や時期によって異なるが、割引が受けられる場合もある。JR は、身体障害及び知的障害とその介護者は 50%割引になる制度はあるが、介護割引はない。

各社ホームページで必要書類等要確認

指定難病の医療費助成事業について

原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、厚生労働大臣が指定した「指定難病」に罹患し、病状が一定の基準を満たす方に対して、医療費の軽減を図ることを目的とした制度です。

指定難病の医療費助成事業

→島根県 HP
松江保健所 医事・難病
支援課 医事係

(☎ : 2 3 - 1 3 1 5)

【医療費助成の対象となる方】

- ・病状の程度が、疾患ごとに定められた重症度を満たす方
- ・重症度を満たさない場合でも、申請日の属する月以前の 12 月以内に指定難病による医療費総額（10 割分）が 33,330 円を超える月が 3 月以上ある方（軽症者特例）

【医療費助成の内容】

都道府県の指定を受けた医療機関が行う、指定難病に関する医療費が対象です。

○医療

- ・外来・入院の診察 ・薬剤の支給 ・医学的処置、手術及びその治療
- ・居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護
- ・病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

○介護

- ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導
- ・介護療養施設サービス ・介護予防訪問看護
- ・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防居宅療養管理指導
- ・介護医療院サービス

難病に関する相談窓口について

【訪問相談事業】

難病患者およびその家族に対し、保健師による、在宅療養に関する相談を実施しています。

難病患者療養支援

→島根県 HP

相談先松江保健所

(☎ : 2 3 - 1 3 1 5)

【訪問指導事業】

難病患者やその家族に対して、在宅療養に必要な医学的指導等を行うため、専門の理学療法士、作業療法士による訪問指導を行います。

【療養生活用機器貸出】

神経・筋疾患の難病患者さんは、四肢の運動機能の低下に加え、音声言語による意思表出が困難になる場合が多く、コミュニケーション手段の確保は重要な問題です。松江保健所及びしまね難病相談支援センターでは、難病患者さんの療養生活に必要な意思伝達装置等の貸出を行い、購入前の試用や練習を行うことができます。

○貸出機器について

- ・重度障害者翔意思伝達装置（伝の心、miyasuku）
 - ・入力装置（スイッチ）
 - ・携帯用会話補助装置 など
- （各種貸出機器の紹介）

難病患者・家族会について

松江保健所では、難病患者・家族会への支援をおこなっています。
患者・家族会では、交流会、学習会などを行っています。
（県内の各地区の家族会の情報）

災害時（重症神経難病患者）に備えて

松江保健所では、医療的ケア等を必要としている重症神経難病患者さんの災害時個別支援計画を策定しています。

被爆者の方への医療費助成事業について

【介護保険利用被爆者助成制度】

介護保険を利用される被爆者の方は利用料・負担金等が助成されます。

- ・訪問介護(世帯の生計中心者が所得税非課税の場合のみ。訪問介護利用被爆者助成受給者証が必要。)
- ・通所介護(認知症対応型、地域密着型を含む)
- ・短期入所生活介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・複合型サービス(看護小規模多機能型)
- ・介護老人福祉施設等入所（特養、措置入所）

【補装具・日常生活用具について】

○補装具

身体上の機能を補って日常生活や社会生活をしやすくするため、補装具を必要とする身体障がい者（児）に対し、購入または修理にかかる費用を支給します。

○日常生活用具

障がい者（児）が日常生活をより円滑におこなえるよう、障がいの種類や程度に応じて日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。

*詳しくは、松江市障がい者福祉課にご相談ください。

貸出機器のご紹介

→しまね難病相談支援センターHP

患者・家族会

しまね難病相談支援センターHP

原子爆弾被爆者対策事業について

→島根県 HP
松江保健所 医事・難病支援課 医事係
(☎：23-1315)

補装具及び日常生活用具等の支給

→障がい者福祉課 HP
(☎：55-5304)

【松江市在宅医療・介護連携支援センター】

以下の業務を行い、情報はホームページに掲載。電話や来所での相談も受付。

①地域の医療・介護資源の把握

市内の医療・介護の資源について、センターで独自に調査したものや、専門職団体がホームページ（リンク）を掲載。

②医療・介護の関係者の情報共有の支援

関係者が使用されている共通書式をホームページに掲載。

③在宅医療・介護連携に関する相談支援

【相談例】

「24時間対応可能な訪問診療医を紹介してほしい」

「かかりつけ医に相談したいが、どうやって連絡をとればいい？」

「医療・介護のチームでがんばっているが、こんなことで困っているのでよい方法ないかな」

※個別の高齢者に関する相談はこれまで通り、包括支援センターで受付。

④医療・介護関係者の研修

センター把握している研修のカレンダーを作成し、ホームページに掲載。

研修企画や周知方法等についての相談受付。

関係者が研修に使用するパソコン、プロジェクター等の貸出も行う。

⑤地域住民への普及啓発

在宅医療や介護について、公民館で講座開催。終活支援ノートの出前講座も行う。

⑥その他

ホームページに災害やACP関連情報も掲載

【松江市権利擁護推進センター】

センターは認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由により意思決定が困難であったとしても、成年後見制度や権利擁護に関する事業を活用することで、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、支援します。

(業務内容)

① 市民のみなさんに成年後見制度についてよく知っていただくための広報・啓発活動

② 権利擁護に関するご相談の受け付け

③ 成年後見人等として本人支援にあたられる方の支援

④ 成年後見人等受任者の調整、市民後見人など担い手の育成

*相談は無料です

松江市社会福祉協議会

松江市在宅医療・介護連携支援センター

(☎：61-3741)

松江市権利擁護推進センター(松江市社会福祉協議会内)

☎27-8389

【くらし相談支援センター】

当面の生活に困っている方、なかなか仕事が見つからない方、働いた経験がなく不安な方など、どなたでもご相談ください。

(業務内容)

- 離職によって家賃が払えない方などは一定の期間家賃給付が受けられます。(収入要件等があります)
- 保証人がいないためアパート等の確保が難しい方に滞納家賃等を保証します。(一定の要件や利用料があります)
- 住むところがない方に一定の期間内に限り、宿泊場所や食事を提供します。(収入要件等があります)
- 緊急の場合に食料支援を行います。
- 収入・支出を適切に把握することや家計の改善の意欲を高めるように支援します。
- 就職活動や社会との関わりに不安がある方などに就労に向けた準備支援を行います。(収入要件等があります)

【その他】

施設をさがしたい

介護保険課ホームページには、サービスごとの事業所一覧がある。
ケアハウス・有料老人ホームなど介護保険以外の入居施設の一覧の掲載もある。
有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅については、各施設の重要事項説明書が公開されており、詳細を確認できる。

家族会の案内

- 松江認知症家族の会 認知症の人と家族の会
(問い合わせ先)
松江認知症家族の会 認知症の人と家族の会 島根県支部 松江地区会
事務局 ケアセンター咲花
- 男性介護者フリースペース
開所日：毎月第3金曜日 10時～12時
会 場：松江市総合福祉センター 3階 教養室
参加費：無料
- 家族介護者の集い
対象：要介護1以上の方を在宅で介護している方
または、福祉医療を受給している方を在宅で介護している方
開催日：年2回不定期
参加費：無料(内容によっては実費部分のご負担あり)
- 認知症カフェ
市内9カ所で開催。
詳細は、松江市のホームページ高齢者福祉の認知症施策で確認。

松江市くらし相談支援
センター(松江市社会福
祉協議会内)

☎60-7575

事業所一覧

ケアハウス・有料老人ホ
ームなど介護保険以外
の入居施設の一覧

→介護保険 HP

認知症の人と家族の会
島根県支部 HP

(☎：27-7530)

松江市社会福祉協議会
地域福祉課

(☎：24-5800)

松江市社会福祉協議会
地域福祉課

(☎：24-5800)

●その他

松江地区パーキンソン病患者・家族会、失語症患者・家族の会などについては、松江市社会福祉協議会のホームページまつえ障がい者サポートステーション『絆』の障がいがある方のための安心生活サポートブック内の家族会等を参照。

松江地域介護支援専門員協会の活動

現在、松江地域では約 200 名の会員が入会している。

研修会の開催、会員相互の親睦、行政への働きかけ、医療との連携などケアマネジャーの質の向上と業務の向上を目指し、会員ボランティアの役員で構成されたメンバーで運営されている団体。

松江地域介護支援専門員協会 HP

地域包括支援センターについて

【包括支援センター主催の会議予定】

① ブロック連絡会：全事業所対象

松江市・包括支援センター・各関係機関からの情報提供や事業所間情報交換を行っている。

② 包括公開講座：全事業所対象

業務の中で、みなさんに役立てていただける研修（医療知識、各種制度について等）を行っている。

③ 松江市事例検討会

居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅支援事業所のケアマネジャー対象
包括エリア毎に開催。

事例を通してケアマネジャー自身が問題解決能力を向上させ、仲間同士で相談援助力を高めていく事を目的としている。

松江市内のケアマネジャーは、順番に事例を提出し、松江地域介護支援専門員協会の気づきの事例検討メンバーが司会を担当、グループに分かれて検討を行っている。

④ 地域ケア会議

定期的で開催している「松江市個別地域ケア会議」では、利用者の介護予防、自立支援と重度化防止のためのケアマネジメント向上を目的に、多職種の専門的視点からの助言を交えて検討する会議。居宅支援事業所のケアマネジャーが対象。

各包括支援センターが随時開催している「個別地域ケア会議」では、処遇困難事例や住民トラブル・支援拒否など多問題を抱える事例等に対して関係者が集まり今後の支援を話し合う会議。事例によっては、専門機関から助言者として検討に入ってもらふこともある。

【利用者の支援に困った時には】

介護予防、高齢者虐待、成年後見制度の活用、認知症初期集中支援チームへの相談など困った時は一緒に考えるので、事業所内で相談の上、近く of 地域包括支援センターに相談する。

【どこに相談したらよいかわからないこと】

- ・担当しているケースの家族で心配な方（引きこもりなど）がいる。
- ・自宅が不衛生な環境。
- ・地域で活用できる資源がないか？

などどこに相談したらよいかわからない事は【ふくしなんでも相談所】へ連絡をする。ケアマネジャーの皆さんと一緒に考え、必要な支援や関係機関へ繋いでくれる。なお、各地区にも「ふくしなんでも相談所」が開設されているので、右記のHPから電話番号、開設場所を確認する。

事業所のメール登録について

松江市からの連絡事項、関係団体からの研修案内、各種書式などは、包括からメール配信している。登録、送付先の変更については右記に連絡する。

松江市社会福祉協議会

ふくしなんでも相談所

（ホットライン

☎：22-7830）

開所日：

月～金（祝日除く）

8：30～17：00

社会福祉協議会

地域包括ケア推進課

（☎：24-6878）